

診療のお知らせ
4月5日～4月19日

●休日当番医
※診療時間…9時～17時

- ◆4月5日(日)
・くまもと内科医院
(内科系/三奈木☎22-3101)
・香月病院
(外科系/下浦☎22-6121)
◆4月12日(日)
・福嶋医院
(内科系/三奈木☎22-3116)
・石井外科クリニック
(外科系/杷木池田☎63-3772)
◆4月19日(日)
・山鹿医院
(内科系/杷木志波☎62-0501)
・稲永病院
(内科系/筑前町☎22-0288)

●歯科休日急患診療
※診療時間…9時～15時

- ◆4月5日(日)
・むらおか歯科医院
(一木☎24-8861)
◆4月12日(日)
・中村歯科医院
(筑前町☎42-4676)
◆4月19日(日)
・山口歯科医院
(筑前町☎23-1300)

※変更になることがあります。電話で確認して来院してください。

朝倉地域休日夜間急患センター(来春)
☎23-0077(朝倉医師会病院内)

《平日》内科・外科17時～翌日8時30分、小児科19時30分～23時30分(小児科受付23時まで)
《土曜日》内科・外科12時30分～翌日9時、小児科17時～23時30分(小児科受付23時まで)
《日・祝・年末年始》内科・外科9時～翌日8時30分、小児科9時～23時30分(小児科受付9時～12時、14時～18時、19時30分～23時)

福岡県救急医療情報センター
☎092-471-0099

24時間体制で救急病院を紹介。

小児救急医療相談(聖マリア病院)
☎0942-37-6116
携帯短縮 #8000
※開設時間…19時～翌日7時(23時以降は民間の健康相談事業者が対応)

小児の救急医療に関する相談と、夜間診療の情報提供。

日本脳炎予防接種の特例措置

～積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した皆さんへ～

日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人は、20歳の誕生日の前日までに接種回数の不足分を公費(無料)で受けることができます。対象者は、母子健康手帳で接種履歴を確認し、不足の回数を受けてください。

■特例対象者…平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ
※予防接種の日時は各医療機関で異なるので、必ず医療機関へ事前に予約してください。

問市健康課(☎22-8571)

朝倉市住民健診(個別子宮頸がん検診)のお知らせ

「子宮頸がんなんて、まだ自分には関係ない」と思っていませんか? 実は、子宮頸がんは20～30歳代で増えている病気なのです。20歳以上の人は、ぜひ年に1回検診を受けましょう。受診を希望する人は、事前に医療機関に予約をしてください。

■実施期間…4月1日～平成28年3月31日(日曜・祭日は除く)

■対象者…朝倉市に住民票がある20歳以上の女性

※市が実施している住民健診での受診は、年度内1回です。

■実施場所(指定医療機関)

○富田産婦人科医院(甘木1979-8、☎22-2234)

○朝倉医師会病院(火曜日、14時～16時、健診科☎28-7067)

■自己負担金…1000円

※生活保護受給者で生活保護受給証明書を提出した人および女性特有のがん検診対象者で子宮頸がん検診無料クーポン券を提出した人は無料で受診できます。クーポン券の対象者には、5月中旬ごろ送付予定です。

■持参品…住所、氏名、年齢が確認できるもの(健康保険証・運転免許証など)、子宮頸がん検診無料クーポン券(対象者のみ)

問市健康課(☎22-8571)

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の差し控えについて

現在、子宮頸がん予防ワクチンについて、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な痛みなどの副反応が、接種後、特異的に見られたことから、平成25年6月14日から、積極的な勧奨を差し控えています。

今後、子宮頸がん予防ワクチンの接種にあたっては、ワクチンの有効性と接種による副反応のリスクを十分に理解し、医師と相談のうえ受けるようにしてください。子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開など国からの新たな情報がわかり次第改めてお知らせいたします。

問市健康課(☎22-8571)

子育てインフォメーション



問い合わせ・予約、健康課(☎22-8571)

すくすく(育児)相談

子どもの成長発達、母乳、離乳食、遊び、歯みがきのことなど。

●日時・場所

4月22日(水)、ピーポート甘木・保健福祉センター

●共通 10時～11時30分

※母乳相談の受付は11時まで。母乳相談はフェイスタオルを3枚持参。

マタニティクラス(母親学級)

妊娠中の過ごし方、出産について助産師の講話や妊婦体操など。

●日時・場所 4月14日(火)、9時30分～12時、ピーポート甘木・保健福祉センター

※10日(金)までに要予約。

ブレバママクラス(両親学級)

沐浴、妊婦体験など。

●日時・場所 4月26日(日)、9時15分～12時、ピーポート甘木・保健福祉センター

※24日(金)までに要予約。

母子健康手帳交付

《健康課》月～金(祝日・年末年始除く)8時30分～17時

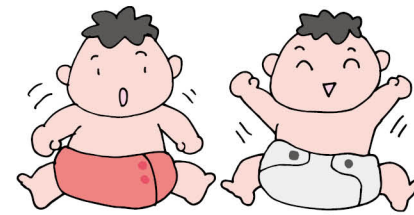
《杷木支所》4月16日(木)、9時30分～11時30分

もくもく教室

離乳食で悩んでいる皆さん、参加してみませんか?

●日時・場所 4月23日(木)、10時～12時、ピーポート甘木・保健福祉センター

●対象者 生後4カ月～9カ月の乳児とその保護者(申込順15組)
※17日(金)までに要予約。母子健康手帳・筆記具・エプロンを持参。託児あり。



子育てほっとサロン

つどいの広場

4月の行事予定

つどいの広場(寿楽荘内)は、毎週火曜～金曜日の10時～15時まで開設しています。

①4月2日(木)、11時～

●内容…紙芝居

②4月9日(木)、11時～

●内容…外遊び

③4月16日(木)、11時～

●内容…手作りおもちゃ

④4月23日(木)、11時～

●内容…誕生会

⑤4月28日(火)、1歳以上10時30分～、1歳未満11時30分～

●内容…リトミック(要予約)

問朝倉市子育てホットサロン・つどいの広場(☎080-6439-1851)

子育て応援ファミリーサポート

子育てを頑張っている「お父さん、お母さん」今こそ子育て応援ファミリーサポートを活用しませんか?

問同サポートセンター(寿楽荘内)☎24-0055

シリーズ 人権

障害者差別解消法

「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律では、「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

■不当な差別的取扱い

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

■合理的配慮をしないこと

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと言葉を伝えていないのに、障害のある人には情報を与えないことになり、差別になります。

障害のある人が困っている時に、その人の障害に合ったルールの変更や調整、サービスを提供することを合理的配慮といえます。

■役所と会社・お店などではちよつと違う

不当な差別的取扱いをするのは、役所や会社・お店なども禁止されています。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店などは、障害のある人が困らないように、できるだけ努力することになっています。

本日の「障害者と共に生きる社会」とは、法律だけでなく、障害のある人にもない人もお互いに一人の人間として敬い、感謝し向き合うことが大事ではないでしょうか。【一部内閣府リーフレット参照】問市人権・同和対策課(内線62-454)